

農業次世代人材投資資金(準備型)の交付を受ける上での留意点について

確定申告について

準備型の交付金は、「雑所得」となるので所得税の確定申告が必要です。

(交通費・教材費など研修に要した費用があれば、必要経費として収入金額から控除が可能。)

所得税の扶養控除について

親族に扶養されている場合、合計所得金額が38万円を超えるので、その扶養から外れます。

(扶養者が給与所得者の場合は、扶養控除を訂正する扶養控除等(異動)申告書を提出。)

人材投資資金の返還について

次に該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(一部返還)

ア 要件を満たさなくなった、中止、休止に該当した場合(交付済の残りの期間を返還)

イ 研修状況報告を行わなかった場合(報告に係る期間を返還)

(全額返還)

ア 適切な研修を行っていない場合

イ 研修終了後1年以内に**原則5歳未満**で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合

ウ 親元就農者が就農後5年以内に農業経営を継承(農地の**所有権移転又は利用権設定が必要**)しなかった場合又は農業法人の経営者にならなかった場合

エ 独立・自営就農者が就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

オ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しなかった場合

カ 研修終了後の報告(就農報告、就農状況報告、住所等変更報告)を行わなかった場合



研修終了後の報告について

1 就農報告「別紙様式第14号」

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告を提出します。

【独立・自営就農の場合の留意点】

ア 就農日について

・「就農要件」の①～④がすべて揃った日が就農日となる。

イ 添付書類について

・「添付書類」のうちそれぞれ1種類以上のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。

・通帳は氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権、利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有、貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳

2 就農状況報告「別紙様式第9-1号」(独立・自営就農)、「第9-2号」(雇用就農)、「第9-3号」(親元就農)

研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出します。

・毎年7月及び1月に作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あて郵送する。

・経営開始型の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出する。

3 住所等変更報告「別紙様式第12号」

交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を提出します。